

魚津市告示第40号

魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

魚津市長 村椿 晃

魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をいう。

(2) 労働者 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。

(3) 事業主 事業の経営の主体である個人、法人又は法人格がない社団若しくは財団をいう。

(4) 中小企業事業主 資本金の額若しくは出資の総額が3億円（小売業（飲食店を含む。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、少子化の一因となっている女性の家事・育児の負担感を解消し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、男性労働者が育児休業を取得した場合に、当該労働者が勤務する企業等の事業主に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第4条 交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市内に事業所を有する中小企業事業主とする。

(1) 次のいずれかに加盟の承認、登録又は認定されていること。

ア イクボス企業同盟とやま

イ 元気とやま！子育て応援企業

ウ とやま女性活躍企業

(2) 就業規則（労働基準法第89条に規定する就業規則をいう。）、労働協約（労働組合法（昭和24年法律第174号）第14条に規定する労働協約をいう。）等により育児休業制度を設けていること。

(3) 市内の事業所に勤務する男性労働者に、子が2歳に達するまでの間に、14日以上（勤務を要しない日を含む。）の育児休業（令和8年4月1日以降に開始したものに限る。以下「補助対象育児休業」という。）を取得させ、職場復帰させていること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者であること。

(5) 市税等を滞納していないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象育児休業の取得1回につき、事業主に対し、10万円とする。

2 交付は、一会計年度につき、3回を限度とする。

3 同一育児休業取得労働者に係る交付は、1人の子につき1回を限度とする。

4 多胎児は、1人の子とみなし、前項の規定を準用する。

（交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業主は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）

(2) 請求書（様式第2号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書及び実績報告書の提出期限は、交付の対象となる育児休業取得労働者が職場復帰した日（以下「職場復帰日」という。）から起算して2か月を経過する日又は職場復帰日が属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定により、交付申請書及び実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）又は魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知をした後、当該申請者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

魚津市長 宛

申請者（事業主）
所在地
名称
代表者職・氏名

魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金交付申請書及び実績報告書

魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次の関係書類を添えて補助金交付申請し、併せて実績報告します。

記

- 1 交付申請額 金100,000円
- 2 交付対象となる育児休業に係る事項

企業に関する事項	名称	
	所在地	
	従業員数	常時雇用する労働者数 人 ※ 年 月 日現在
	加盟等状況	<input type="checkbox"/> イクボス企業同盟とやま <input type="checkbox"/> 元気とやま！子育て応援企業 <input type="checkbox"/> とやま女性活躍企業 ※該当するものに☑してください。
育児休業取得労働者に関する事項	氏名	
	住所	
	子の生年月日	年 月 日
	育児休業承認期間	年 月 日から 年 月 日まで ※所定労働日に対する休業日数（ 日間）
	職場復帰日	年 月 日 ※上記の最終休業期間に係る日

<p>添付書類</p> <p>※提出する書類を☑してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 育児休業の承認内容を証する書類（育児休業承認書の写し等）</p> <p><input type="checkbox"/> 子の生年月日を証する書類（出生届出済証明の写し等）</p> <p><input type="checkbox"/> 育児休業取得及び復帰の実績を証する書類（出勤簿、タイムカード等の写し等）</p> <p><input type="checkbox"/> 様式第2号（請求書）</p> <p><input type="checkbox"/> 別記様式第1号（市税納付状況確認の同意）</p>
<p>誓約</p> <p>※内容を確認し、☑してください。</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p>次の各号のいずれにも該当していること及び上記の内容について確認し、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>(1) 就業規則（労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則をいう。）、労働協約（労働組合法（昭和24年法律第174号）第14条に規定する労働協約をいう。）等により育児休業制度を設けていること。（交付要綱第4条第2号に規定）</p> <p>(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に關与していない者であること。（交付要綱第4条第4号に規定）</p> <p>(3) 市税等を滞納していないこと。（交付要綱第4条第5号に規定）</p> <p>(4) 魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金交付要綱を遵守していること。</p>
<p>担当者</p>	<p>所属</p> <p>氏名</p> <p>電話</p> <p>メールアドレス</p>

備考

以下のいずれか早い時期までに市へ提出すること。

- (1) 直近の職場復帰日から2か月以内
- (2) 直近の職場復帰日の属する年度の3月31日

様式第2号（第6条関係）

請 求 書

金 _____ 円

魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金として、

上記のとおり請求します。

振込先	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座		
	口座番号			
	フリガナ			
	口座名義			

年 月 日

所在地 魚津市

名 称

代表者職・氏名

⑩

魚津市長

宛

様式第3号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

所在地

名 称

魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金交付決定及び
額の確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった魚津市男性の育児休業取得促進事
業者支援補助金については、魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助
金交付要綱第7条第1項の規定により補助金 円を交付し、また、
補助金の額を確定します。

年 月 日

魚津市長

様式第4号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

所在地

名 称

魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金不交付決定
通知書

年 月 日付けで交付申請のあった魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金については、魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

交付しません。

交付しない理由

別記様式第1号（第6条関係）（事業主の市税納付状況確認の同意）

第 号
年 月 日

税務課長 宛

市民自治推進課長

魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金交付にかか
る市税等納付状況の確認について（照会）

魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金交付にあたり必要なため、
下記の事業所の市税等の納付状況について回答願います。

【事務担当】市民自治推進課（内線 ）

同意書

魚津市男性の育児休業取得促進事業者支援補助金申請の際、補助要件を
満たしているかの確認のため、市税納付状況について確認することに同意
します。

年 月 日

所在地

名 称

代表者職・氏名
(事業主)

印

税務課回答欄

交付申請時	確認年月日	滞納の有無	確認担当者
	以上証明します。		